

中川町通学路交通安全プログラム

平成31年2月20日策定

中川町生徒指導連絡協議会

1. 趣旨

教育委員会・学校・P T A・道路管理者・警察が連携して基本的方針を定め、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 実施する組織

中川町生徒指導連絡協議会と以下の機関が連携して通学路安全点検を行います。

- ・中川町内各学校P T A ・美深警察署（中川駐在所及び佐久駐在所）
- ・中川町環境整備課（町道管理者） ・旭川建設管理部美深出張所（道道管理者）

3. 取組の方向性

（1） 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、通学路安全点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

（2） 定期的な取組

年に2回、中川町生徒指導連絡協議会が定めた点検箇所について、通学路安全点検を構成機関が参加して実施します。

（3） 対策の検討

通学路安全点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、道路改良等のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（4） 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（5） 対策効果の把握

通学路安全点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が出ているのかを確認するため、各学校への聞き取りを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

（6） 対策の改善・充実

対策実施後も、通学路安全点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、実施箇所について「点検箇所一覧表」及び「点検箇所図」を作成し、公表をします。